

芦屋市条例第 3 3 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年芦屋市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（特定教育・保育施設等との連携） 第 4 2 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) （略） (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を	（特定教育・保育施設等との連携） 第 4 2 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) （略） (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を

改正後	改正前
利用する満３歳未満保育認定子どもにあつては、第３７条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第４項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ２・３ （略） ４ 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>市長が、児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> (2) <u>特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> ５ <u>前項（第２号に係る部分に限る。）</u>の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げ	利用する満３歳未満保育認定子どもにあつては、第３７条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ２・３ （略） ４ 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u> ５ <u>前項</u>の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者とし

改正後	改正前
る事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。 7 (略) 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 9 (略)	て適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、<u>第1項本文</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。 7 (略) 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、<u>第1項本文</u>の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 9 (略)

（芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 (略) 2～5 (略) 6 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第7条第1項、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 7 (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	(家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 (略) 2～5 (略) 6 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第7条第1項、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 7 (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

改正後	改正前
(1) (略) (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病 気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当 該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下 この条において同じ。</u>）を提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利 用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定 する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児に あつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限 る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該 保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の 希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教 育又は保育を提供すること。	(1) (略) (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病 気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当 該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を 提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利 用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定 する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児に あつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限 る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了 に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引 き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供 すること。
2 <u>市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連 携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の 各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号 の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそ れぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されているこ と。</u> (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じ ないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項 第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保</u>	

改正後	改正前
<u>しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 2 8 条の小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）</u> (2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u> 4 <u>市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>市長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> (2) <u>家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> 5 <u>前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項の施設のうち次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携</u>	

改正後	改正前
<u>協力をを行う施設として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第１２項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u> (2) <u>法第６条の３第１２項及び第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号の保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> （居宅訪問型保育事業） 第３８条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) （略） (2) <u>子ども・子育て支援法第３４条第５項又は第４６条第５項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</u> (3)・(4) （略） （連携施設に関する特例） 第４６条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第６条第１項第１号</u>及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。	（居宅訪問型保育事業） 第３８条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) （略） (2) <u>子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３４条第５項又は第４６条第５項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</u> (3)・(4) （略） （連携施設に関する特例） 第４６条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第６条第１号</u>及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。